敬老乗車証交付等業務委託に関する受託事業者の公募について（募集要項）

敬老乗車証交付等業務委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

１　委託業務の概要

本委託業務は、敬老乗車証の交付等に係る事務について、民間のノウハウを活用し、効率的な事務執行を行うことで、継続的に安定した執行体制を維持できるよう、郵送、入力、電話対応等の業務を委託するものである（本委託業務を運営するために必要な設備・物品等の調達、従事する要員の確保や研修の実施等を含む。）。

２　委託業務の内容

⑴　件名

敬老乗車証交付等業務委託

⑵　委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで。ただし、令和９年３月３１日までに、要員の確保や研修の実施を完了させ、令和９年４月１日から本委託業務の運営を開始するものとする。

⑶　委託内容

本委託業務は、民間事業者に敬老乗車証の交付等に係る、郵送、入力等の業務を委託するものである（本委託業務を運営するために必要な設備・応対に従事する要員の確保や研修の実施等を含む）。

詳細は、別紙１「仕様書」のとおり。

⑷　委託金額の上限

金１３３，５８４，０００円（消費税及び地方消費税相当額１０％を含む。）

※　委託金額の上限を上回る金額で見積書を提出した場合は、失格とする。

⑸　委託金額の支払

委託金額を分割し、毎月一定額の支払を行う。

⑹　留意点

今回の募集については、令和９年度以降の事業の準備行為として実施するもの。今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

３　プロポーザルの参加資格

⑴　プロポーザルに参加できる者は、京都市契約事務規則第４条第２項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。

⑵　情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ＩＳＭＳ）又はプライバシーマークなどによる情報セキュリティに関する資格を有していること。

⑶　契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、全ての事業者が⑴～⑵を満たしていること。また、全ての事業者が、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

４　応募手続等

⑴　関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、京都市ホームページ「京都市情報館」上で、次のとおり交付する。ただし、ア(ｲ)内に記載の参考資料１～４、本市の情報セキュリティ対策基準は、機密として取り扱う情報を含み、守秘義務等の遵守を誓約いただく必要があることから、後述の交付方法にて別途交付する。

ア　交付書類

(ｱ) 募集要項（本書）
(ｲ) 仕様書（別紙１）
(ｳ) 企画提案書等作成要領（別紙２）
(ｴ) 提案内容評価要領（別紙３）
(ｵ) 提案内容評価表（別紙４）
(ｶ) 誓約書（様式１）
(ｷ) 参加表明書（様式２）
(ｸ) 会社概要（様式３）
(ｹ) 企画提案書記載事項確認書（様式４）
(ｺ) 見積書（様式５）
(ｻ) 協定書（様式６）

イ　ア(ｲ)の参考資料等の交付について

(ｱ) 交付期間

令和８年１１月１３日（金）から１１月２７日（金）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前８時４５分から午後５時３０分までとする。ただし、正午から午後１時までを除く。）

(ｲ) 交付方法

「誓約書」（様式１）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者等の必要事項を記入のうえ、後記「９　問合せ先及び提出先」に記載の電子メールアドレス宛にメールで提出するとともに、正しく送付されていることを電話で確認すること。メールの件名の先頭に、「【敬老乗車証交付等業務委託】誓約書提出（会社名）」と付記すること。

本市にて内容確認後、メールで資料提供方法（本市のファイル受渡しサービスを想定）を連絡する。

⑵　参加表明書等の提出

ア　提出書類

(ｱ)　参加表明書（様式２）

代表者、所在地等を記載し、提出すること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料（様式は任意とする。）を添付すること。

(ｲ)　会社概要（様式３）

会社名、本庁所在地等を記載し、提出すること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、全ての事業者の会社概要を提出すること。

(ｳ)　情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ＩＳＭＳ）又はプライバシーマークなどを有していることについて証明する書類（写しでも可）

証明する書類（写しでも可）を提出すること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、全ての事業者の書類を提出すること。

(ｴ)　本委託業務の統括を務める者の経歴が確認できる書類

(ｵ)　財務状況（法人、団体全体の財務諸表等）が分かる資料（直近２か年分）

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、全ての事業者の書類を提出すること。

イ　提出部数

各１部

ウ　提出期限

令和８年１１月２７日（金）午後５時必着

エ　提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出すること。

⑶　質問期限及び回答

ア　質問のできる者

⑴の資料に関して質問できる者は、⑵の参加表明書を提出した者とする。

イ　質問期限

令和８年１２月１日（火）午後５時必着

※　質問期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ　質問方法

様式は自由とするが、後記「９　問合せ先及び提出先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールで問い合わせるとともに、正しく送付されていることを電話で確認すること。

メールの件名の先頭に、「【敬老乗車証交付等業務委託】質問（会社名）」と付記すること。

面談又は電話での質問は受け付けない。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

エ　回答日

令和８年１２月４日（金）を目途に回答

オ　回答方法

参加表明書を提出した者に対して、参加表明書に記載の連絡担当者宛てに、質問事項及びその回答を電子メールで送付する。

なお、質問内容によっては、回答しない項目もある。

⑷　企画提案書等の提出

別紙２「企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア　提出書類

(ｱ)　企画提案書

(ｲ)　企画提案書記載事項確認書（様式４）

(ｳ)　見積書（様式５）

※　コンソーシアムを結成して参加する場合は、協定書（様式６）を併せて提出すること。

イ　提出部数

別紙２「企画提案書等作成要領」のとおり。

ウ　提出期限

令和８年１２月１０日（木）午後５時必着

⑸　その他

ア　この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ　参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当すると、失格とする場合がある。失格の場合は、別途通知する。

(ｱ)　提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(ｲ)　指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ｳ)　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ｴ)　虚偽の内容が記載されているもの

(ｵ)　仕様書の要件を満たしていないもの

ウ　制約事項

(ｱ)　提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(ｲ)　提出書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ｳ)　提出書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(ｴ)　提出書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(ｵ)　提出書類は全て返却しない。

５　企画提案書等に関するプレゼンテーション

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを行う。

⑴　実施時期

令和８年１２月１７日（木）

※　詳細については、別途通知する。

⑵　実施場所

京都市役所内会議室

⑶　注意事項等

ア　プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが出席すること。
イ　企画提案の説明時間は３０分、本市からの質問及びその回答時間は、３０分程度とする。
ウ　本市が希望する場合は、質問の時間を延長できるものとする。
エ　プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
オ　プレゼンテーションの方法は提案者の任意とするが、要点を絞って行うこと。
カ　会場となる会議室には、プロジェクター等の機材はありません。説明の方法は提案者の任意とするが、機器等が必要な場合は、提案者が用意すること。

６　審査

⑴　受託候補者の選定のために組織する審査委員会が、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。
⑵　審査基準等の詳細は、別紙３「提案内容評価要領」及び別紙４「提案内容評価表」のとおり。
⑶　提案者が１社のみであった場合も、企画競争選定は成立するものとし、複数の者から提案があった場合と同様に審査を行う。
⑷　評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

７　受託業者の決定

⑴　受託候補者の決定

「６　審査」に基づき、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

⑵　審査結果の通知

審査結果を各事業者に電子メールで通知するとともに、次の項目について京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

ア　順位
イ　選定事業者名
ウ　プロポーザル参加事業者名
エ　評価点

⑶　受託業者の決定

受託候補者（第一交渉権者）と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の提案をした者を新たな受託候補者として協議を行う。

８　契約に関する基本的事項

受託業者との契約においては、次の事項を基本とする。

⑴　契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

⑵　契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現することを確約したものとみなす。

⑶　特約事項

ア　提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託業者の負担とする。

イ　受託業者が、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

⑷　再委託の禁止

受託業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

⑸　契約保証金

免除する。

⑹　進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

９　問合せ先及び提出先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（大西、富田）

住　所　　：〒６０４－８５７１

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８　北庁舎４Ｆ

電　話　　：０７５－２２２－３４８８

電子メール：kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp